

別紙－1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

(1) 水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

浚渫区域は、図 1.1 及び図 1.2 に示す三重県松阪市内に存する津松阪港（重要港湾）であり、浚渫する土砂が政令で規定する基準に適合しているかどうかを確認するための土砂採取位置は、図 1.2 のとおりである。

なお、浚渫区域は図 1.2 の赤線で囲われた部分である。

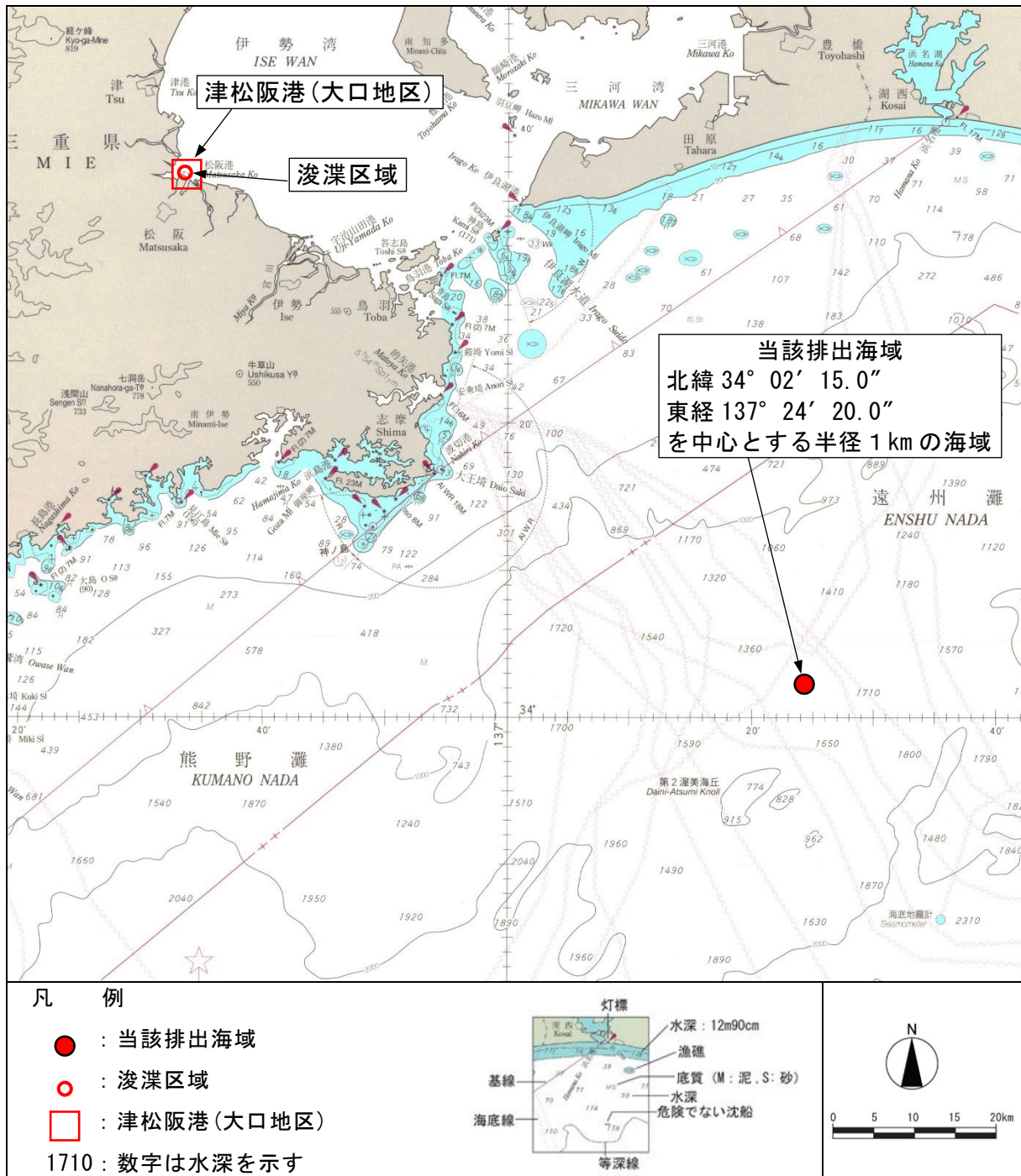




図 1.2 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫区域と試料採取位置

## (2) 政令で定める基準への適合状況

海洋投入処分の対象とする土砂の底質調査について、試料採取を行った地点を図 1.2、浚渫厚を表 1.1、分析結果を表 1.2(1)～(4)に示す。

試料採取地点の設定には、底質調査方法（環境省 水・大気環境局、平成 24 年 8 月）に加え、航路延長、泊地との位置関係などを勘案した。浚渫区域を港奥側、中央、航路沖側に 3 区分し、また、堆積が著しい地点で鉛直方向の土砂性状変化を把握する地点を 1 地点設け、この全 4 地点により浚渫範囲の土砂特性を代表するものと考えた。

なお、鉛直方向の性状把握は、試料採取地点の土砂を鉛直採取し混合試料とすることで行った。

- ・ St. 1：泊地に最も近く防波堤による影響を受けている港奥側の土砂性状を把握する地点。
- ・ St. 8：当該浚渫範囲の中心に位置し、航路内における水平方向、鉛直方向の代表的な土砂性状を把握する地点。
- ・ St. 16：航路の最も沖側に位置し、周辺水域からの影響を受けている港外側の土砂性状を把握する地点。
- ・ St. 17：当該浚渫範囲の中心に近く、かつ最も土砂堆積がみられている地点であり、特に鉛直方向の変化に対する土砂性状を把握する地点。

採取土砂の分析結果より、浚渫計画地点の底質はいずれも、「水底土砂に係る判定基準」<sup>※1</sup>を全て満足している。

また、浚渫場所は三重県の太平洋沿岸であることから「指定水底土砂」<sup>※2</sup>に該当しない。

したがって、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 第 5 号口の政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

なお、実際の浚渫時には監視計画に基づく調査を実施し、判定基準への適合状況を確認する。

### ※1 「水底土砂に係る判定基準」

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 6 号）により定める水底土砂に係る判定基準及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」（昭和 46 年政令 201 号）により定める「特定水底土砂」の判定基準

### ※2 「指定水底土砂」の判定基準

環境大臣が指定する海域（田子の浦港、三島・川之江港の 2 海域）から除去された水底土砂のうち、熱しゃく減量が 20%以上であること。海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令 209 号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第一号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定（昭和 48 年環境庁告示第 18 号）関連

表 1.1 試料採取地点の浚渫厚

試料採取地点	現況高さ (m)	計画高 (m)	浚渫厚 (m)
No. 1	-7.62	-8.00	0.38
No. 8	-6.43	-8.00	1.57
No. 16	-6.68	-8.00	1.32
No. 17	-4.02	-8.00	3.98

(注) 試料採取地点はボーリングを行った地点とし、その地点の現況地盤高と計画高を示した。したがって、その地点の浚渫厚をもとに分析試料の採取厚を設定した。  
 なお、表中の浚渫厚は余堀を含んだ値を示している。

表 1.2(1) 水底土砂の判定基準への適合状況(表層試料 0.5m)

表層

番号	項目	単位	St. 1	判定基準	判定
	試料採取日	—	R3. 5. 24		
1	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	検出されないこと	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	0.005 以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	0.1 以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	0.1 以下	○
5	有機りん化合物	mg/L	<0.1	1 以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	<0.05	0.5 以下	○
7	ひ素またはその化合物	mg/L	<0.01	0.1 以下	○
8	シアン化合物	mg/L	<0.1	1 以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	<0.0005	0.003 以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	<0.1	3 以下	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	2 以下	○
12	ふっ化物	mg/L	0.6	15 以下	○
13	トリクロロエレン	mg/L	<0.03	0.3 以下	○
14	テトラクロロエレン	mg/L	<0.01	0.1 以下	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.5	2.5 以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	<0.05	2 以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.03	1.2 以下	○
18	バナジウムまたはその化合物	mg/L	<0.1	1.5 以下	○
19	有機塩素化合物	mg/kg	<4	40 以下	○
20	ジクロロメタン	mg/L	<0.02	0.2 以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	<0.002	0.02 以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	0.04 以下	○
23	1,1-ジクロロエレン	mg/L	<0.02	1 以下	○
24	シス-1,2-ジクロロエレン	mg/L	<0.04	0.4 以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	3 以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	0.06 以下	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	0.02 以下	○
28	チウラム	mg/L	<0.006	0.06 以下	○
29	シマジン	mg/L	<0.003	0.03 以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	<0.02	0.2 以下	○
31	ベンゼン	mg/L	<0.01	0.1 以下	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	0.1 以下	○
33	1,4-ジチオ	mg/L	<0.05	0.5 以下	○
34	ダイキソソ類(溶出)	pg-TEQ/L	1.3	10 以下	○

出典) 判定基準…「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年 総理府令第 6 号)



表 1.2(2) 水底土砂の判定基準への適合状況(柱状試料 1.5m)

原地盤から1.5m

※0.33倍(=0.5/1.5)

番号	項目	単位	St. 8	St. 16	判定基準	判定基準換算値※	判定
	試料採取日		—	R3. 5. 20			
1	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	検出されないこと	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.005 以下	0.0016 以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.033 以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.033 以下	○
5	有機りん化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	0.33 以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.16 以下	○
7	ヒ素またはその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.03 以下	○
8	シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	0.33 以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.003 以下	0.001 以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	3 以下	1 以下	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	2 以下	0.6 以下	○
12	ふっ化物	mg/L	<0.5	<0.5	15 以下	5 以下	○
13	トリクロロエチレン	mg/L	<0.03	<0.03	0.3 以下	0.1 以下	○
14	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.03 以下	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.5	<0.5	2.5 以下	0.83 以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	2 以下	0.66 以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	1.2 以下	0.4 以下	○
18	バナジウムまたはその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	1.5 以下	0.5 以下	○
19	有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	40 以下	13.3 以下	○
20	ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.066 以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.0066 以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下	0.013 以下	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	1 以下	0.33 以下	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	0.4 以下	0.13 以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	<0.3	3 以下	1 以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.02 以下	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	0.0066 以下	○
28	チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	0.06 以下	0.02 以下	○
29	シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	0.03 以下	0.01 以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	0.2 以下	0.066 以下	○
31	ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.033 以下	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	0.033 以下	○
33	1,4-ジチオキサ	mg/L	<0.05	<0.05	0.5 以下	0.166 以下	○
34	ダイキソ類(溶出)	pg-TEQ/L	0.31	0.89	10 以下	3.33 以下	○

(注) 柱状試料 1.5m 分を混合して分析したため、判定基準は 0.33 倍 (=0.5/1.5) した換算値を用いて適合状況を検討した。

出典) 判定基準…「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年 総理府令第 6 号)

表 1.2(3) 水底土砂の判定基準への適合状況(柱状試料 2.0m、G. L. 0.0~-2.0m)

原地盤から2.0m

※0.25倍(=0.5/2)

番号	項目	単位	St. 17	判定基準	判定基準換算値※	判定
	試料採取日		R3. 5. 21			
1	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	検出されないこと	検出されないこと	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	0.005 以下	0.0012 以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	0.1 以下	0.025 以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	0.1 以下	0.025 以下	○
5	有機りん化合物	mg/L	<0.1	1 以下	0.25 以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	<0.05	0.5 以下	0.12 以下	○
7	ひ素またはその化合物	mg/L	<0.01	0.1 以下	0.02 以下	○
8	シアン化合物	mg/L	<0.1	1 以下	0.25 以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	<0.0005	0.003 以下	0.0007 以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	<0.1	3 以下	0.7 以下	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	2 以下	0.5 以下	○
12	ふっ化物	mg/L	<0.5	15 以下	3.7 以下	○
13	トリクロエチレン	mg/L	<0.03	0.3 以下	0.07 以下	○
14	テトラクロエチレン	mg/L	<0.01	0.1 以下	0.02 以下	○
15	ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.5	2.5 以下	0.62 以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	<0.05	2 以下	0.5 以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.03	1.2 以下	0.3 以下	○
18	バナジウムまたはその化合物	mg/L	<0.1	1.5 以下	0.375 以下	○
19	有機塩素化合物	mg/kg	<4	40 以下	10 以下	○
20	ジクロロメタン	mg/L	<0.02	0.2 以下	0.05 以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	<0.002	0.02 以下	0.005 以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	0.04 以下	0.01 以下	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	1 以下	0.25 以下	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	0.4 以下	0.1 以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	3 以下	0.75 以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	0.06 以下	0.015 以下	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	0.02 以下	0.005 以下	○
28	チウラム	mg/L	<0.006	0.06 以下	0.015 以下	○
29	シマジン	mg/L	<0.003	0.03 以下	0.0075 以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	<0.02	0.2 以下	0.05 以下	○
31	ベンゼン	mg/L	<0.01	0.1 以下	0.025 以下	○
32	フェン又はその化合物	mg/L	<0.01	0.1 以下	0.025 以下	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	0.5 以下	0.125 以下	○
34	ダイオキシン類(溶出)	pg-TEQ/L	0.83	10 以下	2.5 以下	○

(注) 柱状試料 2.0m 分を混合して分析したため、判定基準は 0.25 倍 (=0.5/2.0) した換算値を用いて適合状況を検討した。

出典) 判定基準…「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年 総理府令第 6 号)

表 1.2(4) 水底土砂の判定基準への適合状況(柱状試料 2.0m、G. L. -2.0~-4.0m)

2.0mから4.0m

※0.25倍(=0.5/2)

番号	項目	単位	St. 17	判定基準	判定基準換算値※	判定
	試料採取日		R3. 5. 21			
1	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	検出されないこと	検出されないこと	○
2	水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	0.005 以下	0.0012 以下	○
3	カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	0.1 以下	0.025 以下	○
4	鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	0.1 以下	0.025 以下	○
5	有機りん化合物	mg/L	<0.1	1 以下	0.25 以下	○
6	六価クロム化合物	mg/L	<0.05	0.5 以下	0.12 以下	○
7	ヒ素またはその化合物	mg/L	<0.01	0.1 以下	0.02 以下	○
8	シアン化合物	mg/L	<0.1	1 以下	0.25 以下	○
9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	<0.0005	0.003 以下	0.0007 以下	○
10	銅又はその化合物	mg/L	<0.1	3 以下	0.7 以下	○
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	2 以下	0.5 以下	○
12	ふっ化物	mg/L	<0.5	15 以下	3.7 以下	○
13	トリクロエチレン	mg/L	<0.03	0.3 以下	0.07 以下	○
14	テトラクロエチレン	mg/L	<0.01	0.1 以下	0.02 以下	○
15	ヘリウム又はその化合物	mg/L	<0.5	2.5 以下	0.62 以下	○
16	クロム又はその化合物	mg/L	<0.05	2 以下	0.5 以下	○
17	ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.03	1.2 以下	0.3 以下	○
18	バナジウムまたはその化合物	mg/L	<0.1	1.5 以下	0.375 以下	○
19	有機塩素化合物	mg/kg	<4	40 以下	10 以下	○
20	ジクロロメタン	mg/L	<0.02	0.2 以下	0.05 以下	○
21	四塩化炭素	mg/L	<0.002	0.02 以下	0.005 以下	○
22	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	0.04 以下	0.01 以下	○
23	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	1 以下	0.25 以下	○
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	0.4 以下	0.1 以下	○
25	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.3	3 以下	0.75 以下	○
26	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	0.06 以下	0.015 以下	○
27	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	0.02 以下	0.005 以下	○
28	チラム	mg/L	<0.006	0.06 以下	0.015 以下	○
29	シマジン	mg/L	<0.003	0.03 以下	0.0075 以下	○
30	チオベンカルブ	mg/L	<0.02	0.2 以下	0.05 以下	○
31	ベンゼン	mg/L	<0.01	0.1 以下	0.025 以下	○
32	セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	0.1 以下	0.025 以下	○
33	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	0.5 以下	0.125 以下	○
34	ダイオキシン類(溶出)	pg-TEQ/L	0.48	10 以下	2.5 以下	○

(注) 柱状試料 2.0m 分を混合して分析したため、判定基準は 0.25 倍 (=0.5/2) した換算値を用いて適合状況を検討した。

出典) 判定基準…「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年 総理府令第 6 号)